

資料提供

令和7年5月24日（土）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 澁澤 弥生

連絡先：029-301-3424（内線 3421）

輸入農産物から基準値を超える農薬（モノクロトホス）の検出について

令和7年5月23日（金）、厚生労働省から当課あてに、「成田空港検疫所が行った輸入農産物の抜き取り検査の結果、茨城県内の事業者が輸入したインド産果実「生鮮ユカン」から、基準値を超える農薬が検出された。」との連絡がありました。

輸入者を管轄する筑西保健所長はこの連絡を受け、本日、食品衛生法に基づき、当該輸入者に対し違反品の回収を命じました。

なお、通常の食生活において当該食品を食べても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

1 輸入者

名 称： MUKHI TRADING 合同会社 代表社員 ムキ・アザド
住 所：下妻市下妻戊 224-1 串田ハイツ 2 号室

2 違反品

品 名：生鮮ユカン
輸 出 国：インド
輸 入 数 量：55kg（5kg×11箱）
輸入年月日：令和7年5月14日（水）

3 検査結果

モノクロトホス 0.05ppm 検出（基準値：0.01ppm）

4 出荷先及び出荷数

- （1）出荷年月日：令和7年5月15日（木）
- （2）出 荷 先：埼玉県、千葉県、東京都内の食品販売店 3 店舗
- （3）出 荷 数 量：30kg（5kg×6箱）

※輸入数量のうち、25kg は検疫所の検査で使用及び品質劣化（変色）のため廃棄。

5 県の対応等

- ・筑西保健所は食品衛生法第 59 条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

県民の皆様へ

モノクロトホスの ADI (1 日許容摂取量) は、体重 1 kg 当たり 0.0006mg であり、体重 60kg の人に換算すると、0.036mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮ユカン」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 720g を食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【 参 考 】

モノクロトホスの概要

1. 名 称：モノクロトホス、Monocrotophos
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.0006mg/kg 体重/日

(ADI とは体重 1 k g あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

ユカン

インドで古くから食用・薬用に利用されている直径 3 c m 程の黄緑色の果実。
日本での流通量はあまり多くない。